

共同清掃の実施により発生したゴミの収集 及び共同清掃実施計画書の作成について

「自分たちの地域は自分たちの手で」をスローガンに、各自治会が主体となって計画及び実施いただいている共同清掃について、令和6年度においても浦安市環境衛生課において使用器具の貸与とゴミの回収を行います。

つきましては、別紙「共同清掃実施計画書」を作成いただき、環境衛生課へご提出くださいますようお願いいたします。

記

1. 共同清掃実施期間及び実施日

期 間 令和6年5月から令和7年4月までの期間

実施日 各自治会にて共同清掃実施計画書に記載された日。

2. 実施区域

各自治会の区域内

3. ごみの収集

5月26日（ゴミゼロの日）、6月、7月及び9月の日曜日に共同清掃を実施した場合は、当日、ごみの収集を行います。

※ 上記以外の月は平日（月曜日）の収集となります。月曜日が祝祭日になる場合は、翌営業日の収集になります。

4. 使用器具の貸与及び回収

共同清掃に必要な「ゴミ袋、スコップ、ジョレン、草刈機、不快害虫（幼虫）駆除用薬剤」を貸与いたします。貸与器具の種類、数量、配付（回収）場所について、共同清掃実施計画書に必ず記入してください。

※ 貸与品の配付 実施日の前日までに配付いたします。

（配付日を指定される場合は、環境衛生課へご相談ください。）

※ 貸与品の回収 ごみの収集時に併せて貸与器具も回収します。

5. 不快害虫（幼虫）駆除用薬剤の申請数の目安

自治会内で薬剤を投入する雨水ますの数を目安に申請ください。

※ 例）雨水マスが180箇所ある場合は「180錠」を申請数としてください。

6. 共同清掃実施計画書の提出期限及び提出先

共同清掃実施計画書は、**令和6年4月24日まで**に環境衛生課へご提出ください。

※ 提出はFAXまたはメールでも結構です。

※ 実施なしの場合もご提出ください

提出先 浦安市環境部環境衛生課（庁舎6階）

電話 047-351-1111（代表、閉庁日は守衛） 内線 17303, 17304, 17305
047-712-6495（直通）

FAX 047-381-7221

Mail eisei@city.urayasu.lg.jp

共同清掃実施の注意事項

1. 共同清掃時には、共同清掃用ごみ袋を使用してください。

※「共同清掃以外には使用できません」

※「ごみ袋に入っていないごみ」は収集できません

2. 自治会の行事などで出たゴミ、粗大ゴミ、放置自転車、廃家電、庭木を剪定した枝は共同清掃では収集いたしません。参加される会員の皆様に、共同清掃の趣旨をご理解いただくよう、自治会内での周知をお願いします。

※自治会の行事などで出たごみの収集や粗大ごみ、不要になった小型家電の廃棄は、ごみゼロ課(047-712-6485)へ申請またはご相談ください。

※剪定した植栽(樹木)を排出する場合、長さを50cm程度に細断し、紐で束ねて一般収集ごみとして出してください。

※放置自転車は、盗難車の可能性があり、警察へ照会を依頼するため、収集できません。

3. 不法投棄ごみを発見した際は回収せずに、場所や種類を環境衛生課にご連絡ください。

※不法投棄されたごみを発見した場合は、投棄者を特定するため、回収せず環境衛生課へご連絡ください。

4. 集積場や家庭ごみの回収拠点等に残されている、警告シールが貼られたごみについては、一定の周知・警告期間を置いてから収集します。

※移動させないようお願い致します。

5. 「共同清掃用ごみ袋」や「不快害虫(幼虫)駆除用薬剤」は、数に限りがございます。ご担当者様におかれましては、在庫数をご確認いただき、必要数を共同清掃実施計画書にご記入ください。

※在庫を多く保管され、管理にお困りでしたら環境衛生課へご連絡ください。回収に伺います。

※申請数と収集数が一致しない場合は確認のご連絡をする場合がございます。

6. 申請していない日程で「共同清掃用ごみ袋」を使用しないでください。

※無許可で袋を使用されないように管理を徹底してください。

※やむを得ず日程追加を希望する場合はご相談ください。

※事後報告は回収しません。

7. 雨天などにより共同清掃を中止する場合は、収集車両の配車の関係上、中止が決定した時点で必ず市役所(環境衛生課 047-351-1111 代表)へご連絡ください。

※実施日当日に中止を決定された場合もご連絡ください。

※17:00以降や閉庁日の場合は守衛にご伝言ください。

※延期する場合は日程もお伝えください。

※連絡なしの中止が頻発する場合は計画を見直していただく場合がございます。

8. 日曜収集の際は、終了時間を厳守してください。

※終了時間後に出されたものは収集致しません。後日一般ごみとしてお出しください。

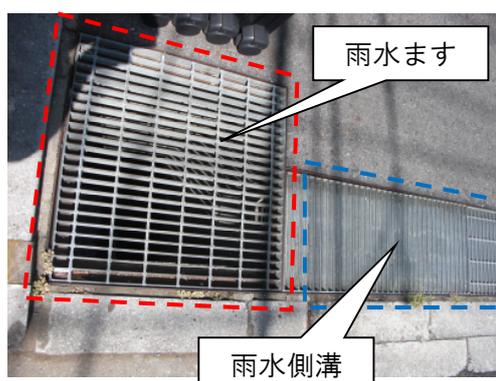
不快害虫駆除用薬剤の使用について

1. 使用薬剤名 チャブB T錠



2. 使用用途 ユスリカ幼虫。チョウバエ幼虫などの水系に生息する不快害虫の駆除

3. 使用方法 ユスリカ幼虫・チョウバエ幼虫の生息場所である雨水マスや側溝内に常時水のたまっている箇所に1錠投入してください。水溶性ですので水のない箇所に投入しても効き目はありません。用法、用量を守ってご使用ください。



4. 使用に際しての注意

- ① 使用方法を守って使用してください。
- ② 薬剤を使用するときは、ゴム手袋等を使用してください。
- ③ 使用後は、必ず手や指などを石けんと水でよく洗ってください。

草刈り器具取扱いのお願い

1. 草刈り器具の取り扱いについては、別添説明書に従い使用してください。
2. 草刈り機の燃料は、必ず混合ガソリン(ガソリン 50:オイル 1)を使用してください。
3. 貸し付けした草刈り機の刃以外の使用はしないでください。
4. 草刈り器具の使用に際しては、作業周辺の安全確認を十分に行い、ケガや事故のないように注意しながら使用してください。

※原則、草刈り機使用中に起きた事故・怪我・その他トラブルは、市では責任を負いません。直接当事者同士で解決してください。

5. 草刈り器具の故障及び不具合が生じた際は、直ちに使用を中止してください。
6. 草刈り器具は誠意をもって保管してください。
7. 草刈り器具を紛失、又は毀損した際は、速やかに報告してください。
報告内容によっては、弁償又は修理をしていただく場合があります。
8. 草刈り器具の分解、改造はおやめください。
9. 市は、いかなる理由があっても、草刈り器具使用中の事故等については、一切の責任を負いませんので、ご理解ください。